平成27年７月28日
（火曜日）

北海道教育委員会公報

第6147号

目　　次

告示
○公印の廃止について……３
○平成28年度北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査の実施について…３
○市町村立小学校の位置変更について……８

告　　示

北海道教育委員会告示第51号

次の公印を、平成27年５月31日限りで廃止した。。

平成27年７月28日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

公　印　の　種　別	規　格	印　　影
北海道教育委員会委員長の印	25㎜平方	
北海道教育委員会委員長職務代理者の印	25㎜平方	
北海道教育庁教育次長の印	23㎜平方	

北海道教育委員会告示第52号

平成28年度北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

平成27年７月28日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

平成28年度北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査実施要領

１　目的

この検査は、平成28年度北海道立学校実習助手及び寄宿舎指導員の採用候補者を選考するために行うものです。

２　募集する受検区分及び職務内容

受検区分	採用教科	職　務　内　容
実　習　助　手	農業	農業に関する学科を置く高等学校等において、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、食品製造等の実習について、教諭の職務を助ける。
	工業	工業に関する学科を置く高等学校等において、機械・電気・建築・土木等の実習について、教諭の職務を助ける。
	水産	水産に関する学科を置く高等学校等において、海洋技術・漁業・水産食品製造・機関等の実習について、教諭の職務を助ける。
	その他	高等学校及び特別支援学校における実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
寄宿舎指導員	－	特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する（宿直勤務あり）。

注１　受検は、１種類の受検区分及び教科の選択とし、併願及び出願後の変更は認めません。

注２　「その他」における実験・実習は、主に理科・家庭科に関するものですが、配置となる学校により、情報、福祉等の教科に関するものがあります。

注３　各受検区分の職務内容の具体例は別表を参照してください。

３　受検資格

(1) 一般選考

高等学校を卒業した者若しくは平成28年３月31日までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、昭和41年４月２日以降に生まれたものとします。

ただし、実習助手における農業、工業及び水産については、上記に加えて、各受検教科関係の学科を卒業した者（平成28年３月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者とします。

また、次のいずれかに該当する者は、受検できません。

ア　成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含みます。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 障がい者特別選考

一般選考の受検資格に加えて、身体障害者手帳（１級から６級まで）の交付を受けており、自力による通勤ができ、介護者なしに実習助手又は寄宿舎指導員として職務の遂行が可能な者とします（一般選考との併願はできません。）。

４　採用予定数

(1) 実習助手　　３０名程度（障がい者特別選考含む。）

(2) 寄宿舎指導員　　２０名程度（障がい者特別選考含む。）

５　出願手続

(1) 出願書類（各１部）

ア　願書

イ　自己推薦書

ウ　受検通知用はがき

通常はがきを使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。

エ　第１次検査結果通知用封筒

長形３号封筒を使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、82円切手を貼ること。

オ　身体障害者手帳の写し（障がい者特別選考受検者に限る。）

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受　付　期　間	備　　考
持参する場合	平成27年８月17日（月）から 平成27年９月１日（火）まで	９時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
郵送する場合	平成27年８月17日（月）から 平成27年９月１日（火）まで	角形２号封筒により「簡易書留」扱いとすること。 平成27年９月１日（火）の消印のものまで有効

注１　受付期間終了後に提出された出願書類や、不備のある出願書類は受け付けません。

また、受理した書類は返却しません。

注２　出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

注３　送付する場合にあっては、メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課

〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目　道庁別館７階

(4) 受検票の交付

受検票は、平成27年９月18日（金）までに到着するよう交付します。

なお、期日までに到着しない場合は、出願書類の提出先に問い合わせてください。

(5) その他

身体に障がいがある方については、障がい者特別選考の志願者に限らず、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めております。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に連絡してください。

６　検査期日

(1) 第１次検査　平成27年９月27日（日）

(2) 第２次検査　平成27年11月８日（日）

※　第２次検査は、第１次検査に合格した者のみ受検できます。

７　検査会場

第１次検査及び第２次検査は、いずれも次の会場で実施します。

北海道札幌南高等学校

札幌市中央区南18条西６丁目１－１（地下鉄南北線　幌平橋駅下車　0.7km）

電話　011-521-2311

８　検査の日程及び内容

(1) 第１次検査

9:30 ～ 9:50	受付（各検査室入室）
9:50 ～10:00	検査上の注意・連絡
10:00 ～11:00	筆記検査

11:20 ～12:10	作文検査（400字以内）

筆記検査は、高等学校卒業程度の内容とし、公務員として必要な一般的知識及び教養について行います。

(2) 第２次検査

8:20 ～ 8:40	受付（各検査室入室）
8:40 ～ 9:00	検査上の注意・連絡
9:00 ～ 9:50	適性検査（Ⅰ）
10:05 ～10:35	適性検査（Ⅱ）
11:00 ～	面接検査 ※受検者ごとに別に指定する時間(指定された時間の変更は認めません。) ※冒頭に口頭による３分間の自己アピールをしていただきます。

９　選考結果の通知等

(1) 第１次検査の合格者については、平成27年10月23日（金）に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分ごとに受検番号を掲載します。

なお、同日に第１次検査の結果について本人へ発送します。

(2) 採用候補者名簿の登録者については、平成27年12月11日（金）に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分ごとに受検番号を掲載します。

なお、同日に第２次検査の結果について、採用候補者名簿に登録する者としない者に区分して本人へ発送します。

また、採用候補者名簿の有効期限は、平成29年３月31日です。

(3) 選考検査結果の開示請求

第１次検査で不合格となった者及び第２次検査の結果、登録にならなかった者については、北海道個人情報保護条例第27条の規定により、結果通知書を発送した日の翌日から１か月間に限り、受検者本人が自己の検査結果（第１次検査については筆記検査及び作文検査の得点、第２次検査については総合ランク（ＢからＤまで）及び各検査の評価）について、口頭による開示請求をすることができます。

口頭による開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

10　採用の方法

(1) 採用は、登録者の中から、平成28年４月から平成29年３月までの間において欠員が生じたときに行いますが、登録が直ちに採用を意味するものではありません。

(2) 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

(3) 受検区分が実習助手の場合、採用希望教科以外の教科に採用されることがあります。

(4) 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

ア　正当な理由がなく勤務地を限定した場合

イ　選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ　受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、実習助手・寄宿舎指導員としてふさわしくない事実があった場合

11　給与（平成27年４月１日現在）

(1) 初任給（給料＋教職調整額＋教員特別手当＋給料の調整額）

（単位：円）

配置となる校種	高校卒	短大卒	大学卒
高等学校	155,918	173,970	197,730

特別支援学校	162,708	181,552	206,347

※　寄宿舎指導員の配置先は、寄宿舎のある特別支援学校のみです。
※　上記の初任給は、新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
※　平成27年度は給与月額から30歳以下は2％、31歳以上は2.9％減額して支給しています（表は30歳以下の減額後の金額です。）。

(2) 各種手当
扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

12　その他
(1) 検査当日は、受検票、筆記用具、上履き、靴袋を持参してください。
なお、空き缶、弁当容器などのゴミは各自の持ち帰りとします。
(2) 検査会場の敷地内は、禁煙です。
(3) 検査会場及びその周辺には駐車場がありませんので、自家用車による受検は禁止します。公共交通機関を利用してください。
(4) 携帯電話の検査時間中の使用を禁止します。
(5) 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。

この検査に関する問合せ先
北海道教育庁総務政策局教職員課道立学校人事グループ
電話　（011）231-4111　内線　35-225

別表

実習助手・寄宿舎指導員の職務内容について

職　種	職　務　内　容
実習助手	○実験・実習の準備及び後片付け ○実習室等の環境整備（整理・整頓） ○実験・実習に使用される機械・機器・計器等の保守・管理等 ○実験・実習に使用する機材等の情報収集 ○薬剤等の管理、調整 ○授業における教諭の補助 ○実習レポートの受付・返却 ○教材作成の補助 ○教材プリント・各種資料の印刷 ○考査・各種検定の監督補助　など
寄宿舎指導員	○寄宿舎の環境整備（清掃等） ○健康状態の観察及び保持増進 ○起床・就寝時の寝具等の整理 ○食事指導、手洗いや洗面指導 ○衣服の着脱指導 ○排泄、入浴指導 ○自学自習への援助 ○集団生活における児童生徒の役割分担等の指導 ○遊び、集団遊びの指導 ○通院、帰省指導 ○卒業後の自活生活等に関する事前指導 ○保護者等との電話対応　など

＊上記内容はあくまでも例示であり、配置となる学校により異なる場合があります。

北海道教育委員会告示第53号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第３号の規定に基づく次の市町村立小学校の位置変更の届出を、受理した。

平成27年７月28日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

設置者	名　称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
白 老 町	白老町立竹浦小学校	平成27年８月１日	白老郡白老町字竹浦197番地	白老郡白老町字竹浦198番地８	旧白老町立竹浦中学校校舎の転用に伴う移転